

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年6月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部介護高齢課）

監査実施期間 平成26年10月10日から

豊川市監査公表第60号分

平成26年11月6日まで

指摘事項	措置状況
<p>(改善事項)</p> <p>1 音羽デイサービスセンターの指定管理基本協定書について、指定管理者である医療法人信愛会に、次の不履行が見受けられたので、指定管理者の指導及び協定事項の履行確認を徹底されたい。</p> <p>(1) 本業務以外の収入が、第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座に、計上されていた。</p> <p>(2) 持込備品を本業務に使用しているが、第21条第2項に規定する承認を受けていない。</p> <p>(3) 本業務の一部（給食サービス）を第三者に委託しているが、第8条第2項に規定する承諾を受けていない。</p> <p>(4) 役員等に異動があったが、第26条第4号に規定する報告がされていない。</p> <p>(5) 業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険に加入しているが、第34条第3項に規定する保険証券等を提示していない。</p>	<p>1 左記指摘事項について、下記のとおり指導するとともに実施させた。</p> <p>(1) 監査実施後すみやかに、第6条第3項の規定に基づき本業務以外の収入が固有の銀行口座に計上されることがないように、指導した。平成27年3月6日に監査結果の通知を受け銀行口座の適切な管理がされていることを確認した。</p> <p>(2) 持込備品にかかる申請書を提出させ、平成26年11月13日に第21条第2項の規定による承認をした。</p> <p>(3) 本業務の一部（給食サービス）の再委託にかかる申請書を提出させ、平成27年4月1日に第8条第2項の規定による承諾をした。</p> <p>(4) 役員等の異動について、平成27年3月27日に第26条第4号に規定する報告をさせた。</p> <p>(5) 業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険の加入について、平成27年1月14日に第34条第3項に規定する保険証券を提示させた。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年6月5日現在のものである。